

事業者 殿

(一社)熊谷地区労働基準協会
(免税事業者)

職長等監督者の安全衛生教育 開催の案内

事業主は、新たに職務に就くことになった職長及び作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないと義務付けられております(労働安全衛生法第60条)。

作業の直接の責任者である職長等監督者は、事業主から権限を委譲された事項については法的責任を負うこととなります。当協会は、事業主に代わり職長等監督者教育を実施することにいたしました。新任の職長又は職長に準ずる方で職長教育を受けていない方たちを、受講させるようご案内申し上げます。

令和5年4月に職長等監督者に対する安全衛生が必要な業種(製造業、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業)に、食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業が新たに加わりました。

該当業種の事業主は、対象の従業員の方へ本安全衛生教育を受講させて下さい。

記

- 1 日 時 10月2日(木) 9時50分～18時(受付開始9時30分)
3日(金) 9時20分～17時
- 2 講習会場 行田市商工センター 行田市忍2-1-8(秩父鉄道行田市駅南口下車 徒歩約6分)
- 3 申込先 (一社)熊谷地区労働基準協会
〒360-0031 熊谷市末広2-119 ビックストーンビル1階
Tel.048-525-1746 Fax.048-525-6506
- 4 講習人員 **100名 募集締切り9月24日(水)(最少催行人員20名)(定員超過時はキャンセル待ち)**
- 5 講習科目 第1編:職長の役割 参考1:職長の立場よりみた労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)
第2編:職長の職務 参考2:ゼロ災害全員参加運動と職長の関わり
*上記について実践的内容の詳細を指導する。
- 6 修了証 全課程の修了者には修了証を交付します。欠席、遅刻、早退等は未修了となります。
- 7 講習費用 **16,280円**【内訳:受講料14,000円消費税1,400円、テキスト代800円消費税80円】
熊谷協会員**15,290円**【内訳:受講料13,100円消費税1,310円、テキスト同上】
※支払いは振込でお願い致します。※納入いただいた講習費用はお返し致しません。
※申込み後のキャンセル及び別日時への変更はできません。ご了承うえお申込み下さい。
なお、都合がつかなくなった場合、締切日迄は連絡のうえ受講者の変更は可能です。
- 8 申込方法 まず申込書に必要事項を記入のうえ熊谷地区労働基準協会宛にFAXをお送り下さい。
FAX後、必ず電話連絡して下さい。申込書の内容確認後、申込受付完了です。
受付完了後、熊谷協会宛に申込書を①PDF(E-mail)か②原本で2週間以内に送って下さい。
※請求書発行希望の方とFAXが無い方は①PDF(E-mail)か②返信用封筒(切手貼付宛名記入)かの返信方法を申込時に指定して下さい。
※「受講票」は①FAXか②PDF(E-mail)か③返信用封筒で送ります。受付に提出して下さい。
※申込書原本発送後、15日後までに「受講票」が届かない場合は必ずお問合せ下さい。
※受付は9時～16時30分まで(土・日・祝日及び昼休みの時間は受付できません)
- 9 振込先 埼玉りそな銀行 熊谷支店 **普通 No. 0455112**
(一社)熊谷地区労働基準協会 宛(振込手数料はご負担願います)
※銀行発行の振込金受取書(振込明細書)を、領収書の代わりにさせていただきます。
※講習費用納入は8月25日～9月24日(水)です。期限内に納入して下さい。
※期限迄に講習費用納入が確認出来ない時は、受講票は無効になります。
- 10 その他 (1)テキストは講習当日お渡しします。(2)当日の代替者の出席受講は認めません。
(3)講習中は全ての電子機器類は使用禁止です。違反行為者は退場していただきます。
(4)昼食は各自でご用意下さい。会場での飲食可。講習中はマスク着用をお願いします。
(5)商工センター駐車場50台(8時開門)が満車の場合は、徒歩約5分の行田市役所・行田市産業文化会館の駐車場をご利用下さい。

■受講申込書は別紙にあります。申込者複数の場合はお手数ですがコピーして使用下さい。 01